

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年3月4日(火) 第3委員会室
2. 出 席 委 員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 陳情について
 - 2 その他

午後2時47分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本委員会におきまして、傍聴、写真撮影、録音録画を許可いたしております。

1 陳情について

○桂藤和夫委員長 早速協議事項に入ってまいります。前回の委員会で、陳情についていろいろ御議論いただきましたけれども、もっと深めたほうがいいということで、陳情第50号、国に対し再審法、刑事訴訟法の再審規定の改定を求める意見書の採択、提出を求める陳情書について議論していきます。前回、私が早めに結論を出そうとして、十分な議論をしないままに終わってしまったことに対して、心からおわびを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それではこの件について、福山委員から山陽中央新報か何かも出していただいています、何か説明があれば、福山委員。

○福山権二委員 前回の議論の中で、私のほうで少し正確性に欠けたことがあり、ちょうどいい新聞記事があったので資料として提出しました。これに書いてあることは、大体今回の意見書の採択の要請と同じ中身で、今の制度について極めて問題があると。具体的な事例としてもこういうのがあると。科学技術はどんどん発展をしているし、そういう意味では証拠をより精査できるようになったということと、あえて検察側の、あるいは裁判所の再審のための手続について、一定の意図があるという状況が明らかになっている。かなりの議会でも意見書を出しておりますので、今回改めてこのように再確認をして、当委員会としても全員の参加が得られればと思って資料を提出しました。以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま福山委員から新聞記事の件の御説明をいただきました。本日の会議において、最終的に全員が合意すれば意見書を出すという方向になると思いますけれども、全員が一致しない場合は違う形でということになろうと思います。意見書を出すか出さないかという点について、意見がある方はそれぞれ一言ずつお聞きした上で判断したいと思いますけれども、いかがでしょうか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 私は前回の委員会と意見は変わりません。やはり慎重に動向を見守ってという

ところで、私は今回は採択しないという方向でいきたいと思っております。

○桂藤和夫委員長　　ほかにございますか。谷口委員。

○谷口隆明委員　　前回の委員会でも申し上げましたが、こうした人権問題で、その人の人生を狂わすようなことが起こっていることに対して、法的な不備があると。国会議員でも超党派でそれをなくす議員の会ができたり、協議会でも昨年の11月現在ですけれども、16都道府県、207市、2特別区、170町村の428議会で意見書が進んだり、今どんどんふえている状況です。庄原市も全国の流れと一緒に、早期に証人尋問等の実現をするために意見書を提出すべきだと思います。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　私も前回と変わらず、意見書提出には賛成です。先ほど谷口委員の説明もありましたが、私も同じことを思っていて、国会においても議員連盟が発足したと。国もそういう流れになってきています。この陳情書を詳しく読ませてもらって、全くそのとおりだなと私も感じました。428議会で採択が進んでいるということなので、私も意見書を出す方向で考えています。

○桂藤和夫委員長　　坂本委員、何かございますか。この件に関して意見書を出すことについてはどうお考えでしょうか。

○坂本義明委員　　出しているのではないのでしょうか。文書はチェックしないといけませんが。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　委員会での決定というのは全会一致ですから、極めて重いものだと思うのですが、せっかくの機会なので、慎重審議という意見についての思いというのがあれば。つまり、今回のこの意見書の関係は全国で出している数が多いし、またふえるだろうと思います。今回は、その再審制度の問題点について考えようと。検察が集めた事件の証拠について不開示。要するに、誰が言っても証拠を開示しないと。これは布川事件も袴田事件もそうで、出せと言っても出さないと。こういう意図的な不開示、開示しないということが続けていくことができる制度になっていると。検察の公告権というか、とにかく裁判所が再審をしと言っても、いやだめだと。裁判所の決定にも従わないことがあると。これはどう考えても、再審制度も刑事訴訟法の第19条になっていますよ。これが極めて大ざっぱなものであるから、裁判所の裁量にかかっている。こういう科学的な捜査をするときに、裁判所であれ、検察であれ、その思いによって重大なことを決めることができる。だから検察官によって開示することが決まる。全体の議論の中で、証拠をきちんと出さないといけないと制度が変われば、裁判そのものは早急に進むわけです。何十年も投獄して、最後は検察のトップが行ってごめんなさいねと、そういう失態もあったが、これはごめんなさいねと言っても元に戻らない。地方議会としても、こういうことについては賛成をして、司法の改革の運動に参加するということになっていいのではないかと思いますけれども。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　京都府議会の意見書を参考にして意見書の案がつくられていますけれども、これを見ると、再審法を改正しろという意味合いではなくて、再審法改正に向けた議論をしてほしいという意味合いだと思うのです。これを例に挙げられているということは、この陳情された団体も早急にはなくて、早急に議論を始めろとは書いてありますけれども、まずは国会で議論をしてほしいという意味合いだと思うのです。庄原市議会としても、それは賛同してもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 もちろん私も、これが重要な議題であるというか、重要な課題であるという認識はしっかり持っています。今回、私が考えている中で、議論してくださいという文章でもあるのですが、地方自治法第99条という点では地方自治に関する事項についてというところなので、なかなか出しにくいのかなという部分もあります。再審制度については司法の課題ですので、地方議会からたくさん声は出ているとは思うのですが、本市議会としてこの流れに乗ってみたい形ではなく、私は慎重にしていかなければいけないと思っております。この流れに乗るところは今回全く関係なく、どこも出していないとか、たくさん出しているとかいうのには関係なく、庄原市議会として、これは出すべきなのか出さないべきなのかと考えた結果、今回は見送ったほうがいいのかという結論に達したということです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今の副委員長のお話の中で、地方自治法第99条の規定に基づいて出すことの是非があると。地方自治法第99条の規定に基づいて出すことについて、もし一つの疑義があるということなら、地方議会は地方自治法第99条の規定によって、そういう意見書を出すことができるという規定だと思うので、その点が今の説明では、御意見はもっともなのですが、意見として少し不思議な感じがするのですよ。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 地方自治法第99条に基づいて、教育費の国庫負担の減とか、総務省に対して財政の確保とか、ずっと国に対して意見を出してきているので、地方のことを出さないといけないということではありません。全くそれは認識が違うと思う。

○桂藤和夫委員長 大体出尽くしたような感じはいたしますが、ほかに意見はございませんか。福山委員。

○福山権二委員 委員長がどう思われているのかわからないけれども、委員のうち、かなりの人が今回出しておこうかと。こういう委員会の一定の意思の中で、取りまとめとして、例えば3対3というときならいいけれども、ある面で圧倒的には賛成が多いのでお考え願えませんか。

○桂藤和夫委員長 全員一致が原則だと思っています。反対者というか、慎重に審議をしたほうがいいのかという副委員長の意向もありますので、委員長としては、委員会で意見書を出すことについてはどうかと思います。この件については、聞き置くという形にし、議員個人か会派から意見書を出していただくのが筋かなと思います。

○福山権二委員 これだけの人が賛成しているのだから、副委員長どうですか、賛成はできませんかと言っているのです。副委員長が、何人賛成しても私は反対と言われるならしょうがないですよ。今、はっきり説得しているのだから。

○桂藤和夫委員長 きょうも結論を急いだかもしれませんが、そういう御意見がある中で、副委員長の御意見を。副委員長。

○坪田朋人副委員長 わかりました。いろいろ言っていただいて、確かにという思いもあるのですが、もう既に多くの自治体が賛同する意見書を出す中で、国でも超党派を組まれて実際に動かれているという状況がございます。僕はここで慌てて出す必要はないかなと思っているのです。流れに乗ろうとかではなくて。僕はそういう考えなのですよ。だから、多分ここは平行線になってしまうのか

など思うのですけれども。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 今回はこういう陳情が上がってきて議論になりましたけれども、これが上がってなかったら、副委員長が言われるように、今やらなくてもいいのではないかとということで今回聞きおいたら、ずっとやらないですよ、多分。こういうのが上がってこない、そうだよねという感じにはならないと思うのです。だから、副委員長の今ではなくて次でもいいのではないかの次がいつになるかというところで、反対ではないのだけれども今ではないというのであれば、いつやるのかということになります。反対ではないのなら、やれるときにやっておいたほうがいいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 では、反対ということで、僕はお願いしたいと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この市議会に、いろんな団体からやってくれないかと要請があつて、分担が総務常任委員会だから総務常任委員会に回ってきたわけですよ。相当の自治体でもやっているし、中身について反対するわけではないと。それで、要請した団体にこうでしたよと言って、要請した団体が何でできないのですかと言ったときに、いやそれは今ではないのだと。反対ではないけれども、大きな流れがあるのなら、うちがしなくてもいいのではないかと。乗ってするのではなく、先陣を切ってするのならやってもいいけれども。この流れをさらに加速するという意味でもしたほうがいいのではないかと、なぜ今ではないのかというときに、一定の説明責任的なものを考えたら、総務常任委員会ではほぼ8割が賛成だと。公的な議会の委員会としていうときに、あまり対立する意見があるわけではないと。僕は今ではないと思いますよというのはそれでもいいですよ。ただ、そういう判断では、なかなか市民に対して、また要請者に対して弱いかなどという感じがするのです。ここはもう何とか付き合っておこうとなれば1番いいのだけれども、どうですか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 反対ではないけれども、みたいなところではなくて、この意見に関して課題があるという認識は共通していますよということなのです。ただ、先ほども申し上げたとおり、地方議会の役割というところをもう一度考えたことで、僕は一度立ち止まったほうがいいのではないかなと思いました。ほかにもう国の議論が進んでいるというところで、慌てて一緒に手を挙げる必要はないのではないかなと思っております。これが平行線になってしまうと思うので、と先ほども言ったのですけれども、僕の意見はこういうことです。いかがでしょうか。

○桂藤和夫委員長 ずっといろいろ御意見を聞いて、賛同される方が多いことは重々、委員長としても理解をいたしますけれども、反対者がいる以上は原則である全会一致から外れます。先ほど申し上げましたように、この件については聞き置くという形で収め、議員個人から、会派から意見書を出していただく方向で御検討いただければと思います。それでよろしいでしょうか。いろんな御意見を承りましたけれども、そういう形で全会一致にならなかったということもありますし、これ以上議論しても平行線のまますと推移するのではないかなと思われまいますので、結論としては聞き置くという形にして、それぞれ議員個人から、会派から意見書を提出していただければと思います。それでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

2 その他

○桂藤和夫委員長 それでは、その他のところに行きますけれども、moreNOTEに主査報告を掲載しております。あす、これで報告したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ほかにその他の件でありませんか。ないようでしたら本日の総務常任委員会を散会いたします。お疲れのところありがとうございました。

午後3時7分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長